

第二種金融商品取引業の自主規制に向けて(論点整理)

平成22年3月16日

日本証券業協会
第二種業の自主規制に関する勉強会

1. はじめに

- ・ 金融商品取引において多種多様な取引が活発に行われていた集団投資スキーム(いわゆるファンド)や、従来は個別業法の規制に服していた信託受益権販売業については、平成19年9月から施行された金融商品取引法(以下「金商法」という。)により、包括的に規制の対象とされたところである。
- ・ この間、2年あまりが経過したが、一般的に、多くの金融商品取引業者は、従前の証券取引法の規制の趣旨を受け継ぎつつ、金商法のもとでも、社内体制の整備・充実を図りつつ、営業活動を行っている。
- ・ 金商法の規制対象に新たに組み込まれた第二種金融商品取引業(以下「第二種業」という。)は、金商法上、取り扱う金融商品の流動性が低いなどの業務の特性から、第一種金融商品取引業(以下「第一種業」という。)と比べて業登録の基準が緩やかであり、このため、法人のみならず個人も業務参加が可能とされている。登録業者数も1,245社(平成21年3月末現在)を数える。
- ・ また、取り扱う商品・取引は、いわゆるファンドの自己募集業や信託受益権販売業、投資信託の直接販売、取引所デリバティブ取引などであり、このうち特に、ファンドや信託受益権は、その裏づけとなる資産が不動産、特定商品など、その種類は多岐にわたっている。第二種業者の活動は経済の様々な分野に必要な資金を供給し、経済の活性化にも寄与している。
- ・ しかしながら、金融商品取引業者のうち、一部の第二種業者については、いわゆるファンドの自己募集業などに関して、勧誘などをめぐる訴訟事案や法令違反による行政処分の事例が出ている。
- ・ このため、第二種業者による業務運営について、業界全体として規律ある取組みを促進するとともに、法令違反などの違法行為を未然に防止するためには、法令遵守や投資家保護への意識を徹底し、取引内容、商品知識等の蓄積を充実させることが極めて重要である。そのためには、既に第一種業や投資運用業、投資助言・代理業などの分野で行われている自主規制を参考として、

第二種業に対しても、自主規制を行っていくことが有効な方策の一つと考えられる。また、そのような取組みを通じて、第二種業者のみならず、金融商品取引業者全体に対する信頼性が向上することを期待することができると考えられる。

- ・ 以上のようなことを背景として、業務の内容や事業規模が極めて多様である第二種業者について、取引の公正性・透明性、投資家保護などの観点から、自主規制の意義と役割に関して検討を行うため、日本証券業協会では、他の金商法上の自主規制機関とともに、「第二種業の自主規制に関する勉強会」（以下、「勉強会」という。）を設置し、第二種業を行っている証券会社、銀行、ベンチャーキャピタル、不動産会社、関連団体にも参加を要請して、計3回の検討を行った。
- ・ その結果、第二種業において自主規制が課されていない業務を中心として検討を行い、以下のとおり、論点整理として取りまとめた。
- ・ 今後は、この論点整理に基づき、参加関係者等でさらに具体的な検討を行い、第二種業に関する自主規制の実現に取り組むこととする。

2. 第二種業に関する自主規制に向けた取組み

- ・ 勉強会では、第二種業に関する自主規制に関しての論点を整理する過程の中で、以下のような意見が出された。

（自主規制の対象範囲、進め方）

第二種業はその規模・業務内容などが多種多様であり、また、第二種業そのものも対象とする業務が幅広い。また、比較的小規模な業者の場合には、自主規制に対応するための体制整備に時間を要するなどの問題もあるのではないかと。このため、将来的にはすべての第二種業に対して自主規制が行われることが望ましいものの、現実的には、対象業者・業務を絞り、自主規制の体制整備が既に進んでいるところから、まずは小規模で始めることが適当との意見が多数あった。一方で、第二種業全般に対して自主規制を行う自主規制機関を設立し、個人を含めた幅広い第二種業者に対して当初から自主規制を行うことを目指すことが適当であるとの意見もあった。

その他に、次のような意見が出された。

- ・ 登録金融機関に対して、第二種業に相当する業務を一律に自主規制の範囲とす

るかどうかについては、同一商品の扱いには同一の規制が求められる一方、個別の金融機関ごとに取り扱う商品も様々なので、さらに議論が必要である。

- ・ また、顧客の立場からは、商品に応じて第一種業と第二種業との区別がつかないので、主な業務の母体となる自主規制機関で、それぞれ、第二種業についてのカバーをかければよいのではないか。

(規則関係)

- ・ 規則の制定に当たっては、トラブルが多いと思われるリテール向けの勧誘等のルールから着手すべきである。会員調査については、当初は書面調査を中心に実施すればよいのではないか。
- ・ 一般の個人向けに販売されているところに軸足を置いて、自主規制の建て付け、範囲、内容について議論してもらいたい。
- ・ 不動産信託受益権及び不動産信託受益権を投資対象とする集団投資スキームの売買・媒介について宅地建物取引業者(以下「宅建業者」という。)が取引を行う場合には、宅地建物取引業法(以下「宅建業法」という。)の規制がかかっている。このため、外務員資格のようなものが仮に課されるとなると、二重規制となり望ましくない。
- ・ 不動産を裏づけとする証券化商品の場合、現状では機関投資家などを相手にしており、実態は不動産そのものの取引と理解している。このため、現状では、宅建の資格があれば足りるし、足りない部分があったとしても、それは研修等で十分に対応可能ではないか。
- ・ 指導、勧告、処分の分野については、自主規制機関としても相応の審査能力が求められる。このため、段階的にレベルアップしていく必要があるのではないか。
- ・ 苦情・あっせんの分野で、特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)を活用するというのは、良いと思う。自主規制機関間の横の連携が図れる。
- ・ 外務員登録・監督の分野は、当面、研修の仕組みで代替することができるのではないか。

(業界団体的な機能への期待)

- ・ 第二種業は、会社規模、業態などが多種多様であり、業界団体としての機能まで期待するのは難しいのではないか。

(その他)

- ・ 既に、日証協や他の自主規制機関に加入している金融商品取引業者にとって、第二種業の協会ができることで、結果的に、二重規制や過剰規制にならないよう、配慮する必要がある。

- ・ 第二種業の協会に入ることのメリット、インセンティブを考えていく必要がある。協会に入ること、ステータスがあがる、などが考えられないか。
- ・ 業登録のときと、業務を行っているときとのモニタリングをセットとして、事業継続性の観点も踏まえて自主規制を考える必要があるのではないか。

以上のような議論の結果、勉強会としては、以下のとおり、自主規制の範囲、対象業者及び自主規制機関の設立に向けて、論点を整理した。

(1) 第二種業の自主規制の範囲

- ・ 現在、金商法上の自主規制が存在していない、いわゆるファンドの自己募集業（募集の取扱い等を含む）及び信託受益権販売業を中心に、自主規制の範囲を検討する。
- ・ 自主規制の具体的内容としては、自主規制規則の制定、会員調査、会員に対する指導・勧告及び制裁(処分)、苦情の解決・あっせん、研修とする。
- ・ 当初は、自主規制に向けての体制整備が進んでいる業者を中心に運営を開始し、段階的に、幅広く業者をカバーする方向で検討する。
- ・ 規則の制定・運営に当たっては、既存の自主規制機関等のノウハウ等を最大限活用し、以下の点に留意して、自主規制の目的を達成する方策を検討する。
 - イ) 一般の投資家に対する販売・勧誘行為等を中心に規則を構築する。
 - ロ) 不動産信託受益権及び不動産信託受益権を投資対象とする集団投資スキームのうち、宅建業法など他の業法の規制に服しているものについては、規則の対象から除外する。
 - ハ) 既存の自主規制機関等への業務委託などの活用を通じて効率性を重視する。

(2) 自主規制の対象とする第二種業者の範囲

- ・ 自主規制の対象は、第二種業者のうち、原則として法人格を有する者とし、財務の健全性などの要件について検討する。
- ・ 登録金融機関については、第二種業と同様の業務を行っていることから、自主規制の対象とすることができる方向で検討する。

(3) 自主規制機関の設立に向けて

- ・ 上記(1)の業務内容及び(2)の範囲を会員とする一般社団法人を設立することを検討する。
- ・ 会員数の確保及び体制の整備を通じて自主規制の充実が図られるなど、環境が整ったところで、金商法上の認定協会の設立を目指す。
- ・ 自主規制の直接対象となる会員以外のステイタス(例えば賛助会員など)を設けることを、検討する。

3. 今後の検討の進め方

- ・ 上記2に関して、具体的な検討を行うため、「第二種業に関する一般社団法人設立準備室(仮称)」を設置することとする(注)。

(注)円滑な設立準備や、自主規制規則の構造の類似性などの観点から、日証協が関係機関と協力して、事務的サポートを行う。

- ・ 準備室での検討期間は、概ね、3～6ヶ月程度とし、検討終了後、速やかに一般社団法人の設立申請を行う。
- ・ 勉強会の委員・オブザーバー会社は、必要に応じて、準備室での検討に参画する。
- ・ 準備室では、主に以下の点について、検討を行う。
 - イ) 定款の制定、自主規制規則等の諸規則の制定
 - ロ) 会員、賛助会員などの資格の制定
 - ハ) 会費、自主規制機関等からの出捐・助成の考え方
 - ニ) 事務局機能の考え方
 - ホ) 自主規制機関、FINMAC 等との間の連携のあり方

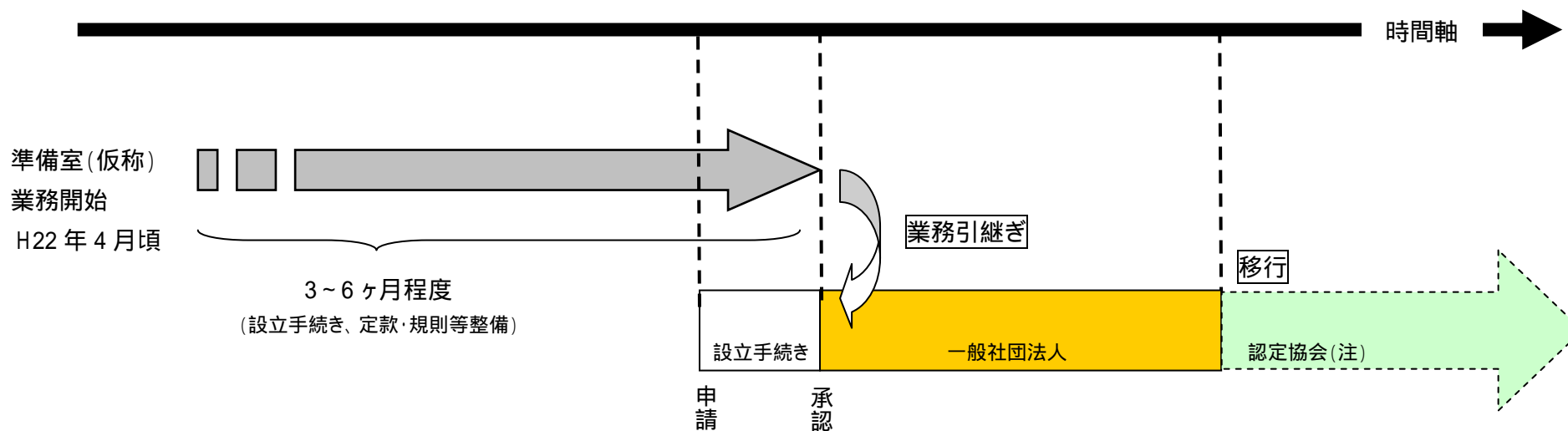
以上

第二種業の自主規制に関する勉強会

羽田 勝彦	(野村証券)	審理部長
太田 徳生	(大和証券)	コンプライアンス部部長
湯浅 広高	(日興コーディアル証券)	コンプライアンス統括部 副部長
吉村 匡則	(三菱東京UFJ銀行)	CIB推進部次長
若松 宗継	(JAFCO)	経営理事
立花 祥一	(大和SMBCKapital)	ファンド企画部長
杉本 卓士	(岡藤商事)	取締役
増井 喜一郎	(日本証券業協会)	副会長
吉田 勝亮	(日本商品投資販売業協会)	常務理事
長尾 和彦	(日本証券投資顧問業協会)	副会長
後藤 敬三	(金融先物取引業協会)	専務理事
小西 克廣	(投資信託協会)	事務局長
【オブザーバー】		
市井 達夫	(不動産証券化協会)	事務局長
玉原 利基	(不動産流通経営協会)	事務局長
七搦 晃	(不動産協会)	事務局長
仲田 裕一	(三井不動産)	業務管理部 統括
西原 篤夫	(JAFCO)	顧問
栗田 照久	(金融庁)	証券課長

以上18名(順不同・敬称略)

準備室(仮称)の設立から業務開始までの移行イメージ(案)



【具備する自主規制業務(イメージ)】

	業務開始時	内容
自主規制規則の制定		任意団体として、規則を制定(リテール向けの販売・勧誘ルール等)する。
会員調査(監査)		調査は他の自主規制機関の支援を得る。
会員に対する指導・勧告及び制裁		任意団体として、指導を中心に行う。
利用者からの苦情の解決・あっせん		証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)を活用する。
会員等に対する研修		他の自主規制機関の支援を得る。
外務員の登録及び監督	-	当面、研修の活用により代替する。

(注)会員数の増加を通じた自主規制の充実が図られるなど環境が整ったところで、金商法上の認定協会への移行を目指す。